

電気通信番号規則の一部改正について

(諮問第3042号)

<目 次>

1 諮問書	1
2 改正概要	2
3 新旧対照表	3

・電気通信番号規則の一部を改正する省令案

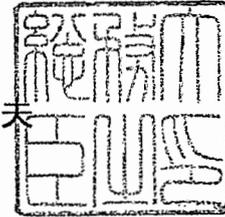


諮問第3042号
平成24年3月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿



総務大臣 川端 達夫



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第50条第1項の規定による電気通信番号の基準に係る省令委任事項を定めるため、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信番号規則の一部改正について

I 改正の背景

現在、電気通信番号のうち、050(IP電話サービス)及び060(FMCサービス)以外の番号については、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と直接の網間信号接続を行うことを、電気通信番号の指定要件としている。

当該指定要件については、情報通信審議会において、多くの事業者から現状サービスを同品質で間接接続にて提供可能との回答を得たこと、相互接続点(POI)の構築において費用軽減に資すること等から、平成24年3月1日に、「一の電気通信事業者の網を介した間接接続による電話番号の指定を可能とすることが適当」とする答申(情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」(情通審第23号))が示されたところである。

今回の電気通信番号規則の一部改正では、本答申を踏まえ、電気通信番号の指定要件について、所要の規定整備を行うものである。

II 改正の概要

○ 電気通信番号の指定要件の緩和に係る規定の整備

【電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)別表第二関係】

本件は、第一種指定電気通信設備と直接の網間信号接続を行うことを電気通信番号の指定要件としている規定について、一の電気通信事業者の網を介しての網間信号接続を行うことも可能とするため、規定の改正を行うものである。

III 施行日等

施行期日は公布の日とする。

改正案

現行

別表第二（第15条第2項関係）

別表第二（第15条第2項関係）

電気通信番号の種別	要件
1 第5条第1項に規定するもの	1 <u>直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。以下同じ。）の網を介して第一種指定電気通信設備（法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備をいい、アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。以下同じ。）と網間信号接続（中継系伝送路設備を用いて接続するものをいう。以下同じ。）を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）
2 第5条第2項に規定するもの	1 <u>直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）

電気通信番号の種別	要件
1 第5条第1項に規定するもの	1 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備（注1）と網間信号接続（中継系伝送路設備を用いて接続するものをいう。以下同じ。）を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）
2 第5条第2項に規定するもの	1 <u>法第33条2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u> 2～3 （略）

3 第7条に規定するもの	1 (略) <u>(注1)</u>
	2 (略)
4 (略)	(略)
5 第9条第1項第1号に規定するもの <u>(注2)</u>	1 (略)
	2 (略) <u>(注3)</u>
	3～5 (略)
	6 <u>直接又は他の電気通信事業者の網</u> (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)
	7～8 (略)
6 第9条第1項第2号に規定するもの	<u>直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

3 第7条に規定するもの	1 (略) <u>(注2)</u>
	2 (略)
4 (略)	(略)
5 第9条第1項第1号に規定するもの <u>(注3)</u>	1 (略)
	2 (略) <u>(注4)</u>
	3～5 (略)
	6 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)
	7～8 (略)
6 第9条第1項第2号に規定するもの	<u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

<p>7 第9条第1項第3号に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網</u> (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p> <p>3 (略)</p>
<p>8 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網</u> (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第</p>

<p>7 第9条第1項第3号に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p> <p>3 (略)</p>
<p>8 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u> (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p>

	<p>一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>3 (略)</p>
9 第9条第1項第5号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u>（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</p> <p>3 (略)</p>
12 第10条第1項第2号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</p>

	<p>3 (略)</p>
9 第9条第1項第5号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u>（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者（<u>一の者に限る。</u>）の網を介して<u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u>。</p> <p>3 (略)</p>
12 第10条第1項第2号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者（<u>一の者に限る。</u>）の網を介して<u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと</u>。</p>

	3～4 (略)
13 第10条第1項第3号 に規定するもの	1～2 (略) 3 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。
14～15 (略)	(略)

(削る)

注 1～4 (略)

	3～4 (略)
13 第10条第1項第3号 に規定するもの	1～2 (略) 3 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。
14～15 (略)	(略)

注 1 第一種指定電気通信設備のうち、アナログ信号伝送用の電気通信回線に限る。以下同じ。

2～5 (略)